

標準委員会 リスク専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会
第18回 (P12SC18) 議事録 (案)

日 時： 2009年5月15日(金) 13:30～16:40

場 所： 東京都 航空会館 603 会議室

出席者： 平野主査 (JAEA), 山口副主査 (阪大), 成宮幹事 (関電), 今井委員 (東電), 内田委員 (JNES), 西村委員 (原技協), 河井委員 (原技協), 倉本委員 (NEL), 栗坂委員 (JAEA), 古作委員 (NISA), 坂田委員 (三菱重工), 小島委員 (ASME 委員), 佐治委員 (三菱重工), 関根委員 (JNFL), 橋本委員 (東芝), 藤本委員 (JNES), 御器谷委員 (NISA), 吉田 (村松委員代理 (JAEA)), 門谷委員 (原電), 米山委員 (TEPSYS) 21名

常時参加者： 大家 (関電), 西岡 (四電), 藤田 (中電 CTI)

オブザーバ： 田中 (三菱重工)

(敬称略)

配布資料：

- P12SC18-1 第17回分科会議事録 (案)
- P12SC18-2 分科会におけるコメント及びリスク専門部会からのコメントの対応 (案)
- P12SC18-3 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案)
- P12SC18-4 停止時安全管理への活用例
- P12SC18-5 「「リスク情報」活用基本ガイドライン (試行版)」と「リスク情報活用に関する実施基準 (案)」との要件の整合性について

参考資料：

リスク情報活用実施基準に関する今後のスケジュール (案)

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、全委員数 24 名のうち 21 名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

(3) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料 P12SC18-1 を用いて、前回議事録案について説明があった。平野主査から、2 ページの「a. 資料 P12SC17-2 のコメント No35, 資料 P12SC17-3 の“5.1 章”及び附属書 C.2 について」の「その記載はなくなつたため」という表現が分かりづらいとのコメントがあり、当該部分を「許認可手続きの要否で区別しないこととしたため」等の表現に修文することで承認を得た。

(4) リスク情報活用に関する実施基準（案）に対するコメント及び対応

成宮幹事及び実施基準（案）の各執筆担当から、資料 P12SC18-2 及び資料 P12SC18-3 を用いて、分科会及びリスク専門部会からのコメントの対応について説明があり、審議した。主な審議内容を以下に記す。（以下、頁を記載する場合は P12SC18-3 を対象とする）

a. 資料 P12SC18-2 コメント No.1 について

- ・リスク指標について、P6 5.2.4.2 冒頭の「評価の目的に応じて適切な指標を選定する」との記載と P41 の 2～3 行目の「CDF 及び CFF を評価目的に応じて適切に組み合わせてリスク指標とし」との記載が矛盾してみえるとの指摘があったため、P41 の記載を見直すこととした。

b. 資料 P12SC18-2 コメント No.4 について

- ・P8 5.2.4.4 b) 冒頭の全リスクと内的事象リスクの判断基準の使い分けに関する記載において、定量的評価が得られていないのに定量的評価で示すというのは矛盾しているとの指摘があった。全リスクと内的事象リスクの判断基準の使い分けについて一層の明確化を図るため、P8 5.2.4.4 b) 冒頭と P48 附属書 H の d) の記載について再検討することとした。

c. 資料 P12SC18-2 コメント No.20 について

- ・コメントの趣旨を「P39 表 F.1 の ICCDP 等の許容値は CRMP の管理値を使っていると思われるため、Tech. Spec.を恒久的に変更する時の許容値と誤解されないようにする必要がある」と解釈することとした。表 F.1 は定性的評価で PSA の範囲を限定している有用な事例なので、表 F.1 はそのまま残し、数値に対する誤解がないよう注釈を付けることとした。
- ・米国では PSA 標準の中で定性的評価が位置付けられているが、日本では定性的評価のやり方が決まっていないとの指摘があった。それに対して、実施基準（案）の附属書の事例により定性的評価のやり方のイメージは掴めるとの意見があった。定性的評価について何らかの記載の追加が可能かどうか、この実施基準制定のボトルネックにならない程度に、幹事を中心に検討を行うこととした。

d. 資料 P12SC18-2 コメント No.5 について

- ・ P7 5.2.4.3b) の記載について、我が国に PSA の標準がなく海外の標準を使用する場合は、PSA のモデルの妥当性だけでなく海外の標準そのものの妥当性も示す必要があるのかとの質問があった。ここでの要件は PSA のモデル及びパラメータ等の技術的妥当性を示せということなので、その前提として海外の標準を使用することの妥当性確認を行うことを追記し、混乱を招かないような記載に修文することとした。

e. 資料 P12SC18-2 コメント No.21 について

- ・ リスク重要度による分類を行って保全活動を変更する場合は変更前後の ΔCDF の評価を行うと考えてよいかとの質問があった。それに対して、保全活動の変更によってリスクがどれくらい増えるか事前に全て評価するのは難しいとの意見があった。しかし、上位の基準として 3 種類のリスク指標をそれぞれ独立に規定しているので、とりあえず現時点のスタンスとしては、リスク重要度による分類を行って保全活動を変更する場合は原則的には ΔCDF の評価を行うとこととしたい、個別の活用については将来的に下位の個別標準の議論に委ねることとした。

(5) 「リスク情報」活用基本ガイドライン（試行版）との整合性の確認

河井委員より、資料 P12SC18-5 を用いて、保安院ガイドラインとの整合性について説明があった。整合性の確認表では、対応する実施基準（案）を本文と附属書／解説に分けて記載することにより、保安院ガイドラインの要件に適合している具体的な方法を実施基準（案）で規定していることが分かるような書きぶりにする事とした。また、国の技術評価基準と言う、具体的な方法の技術的妥当性の証明は、本件の場合、技術的論理性であることが確認された。

(6) 今後のスケジュール

成宮幹事より、リスク情報活用実施基準に関する今後のスケジュールについて説明があった。本基準については 3 月 17 日にリスク専門部会へ中間報告を行っており、5 月 29 日に本日の分科会で出た修正点も含めてリスク専門部会へコメント回答し、その後、6 月 9 日に標準委員会に中間報告する予定であることが確認された。また、6 月 9 日の標準委員会への中間報告の後で次回（第 19 回）分科会を開催する予定であることが確認された。

以上